

「安心実現のための緊急総合対策」の概要

(経済情勢)

- ・ 国内の景気回復力が弱い中で、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界経済の成長鈍化と世界的な資源・食料価格の高騰の影響を正面から受け、日本経済は厳しい局面に立たされている。
- ・ こうした世界全体の構造的な価格体系の変化に対して、生産・需要サイド双方における適応を円滑に進め、新たな経済成長へと結びつけていくことが重要である。具体的には、
 - (1) 移行過程における生活者の「痛み」や「不安」を和らげること、
 - (2) 経済・国民生活のあり方を抜本的に転換し、世界に先駆けて「持続可能社会」とするための構造改革を進めていくこと、
 - (3) 新価格体系に対応するための企業・家計の前向き・果敢な対応を後押しすること、が必要である。

(緊急総合対策の基本的な考え方)

- ・ 今回の緊急総合対策は、現下の経済情勢を踏まえ、①生活者の不安の解消、②「持続可能社会」への変革加速、③新価格体系への移行と成長力強化の3つを目標とし、あらゆる政策手段を活用し、切れ目のない連続的な施策実行を目指す。
- ・ 緊急総合対策の基本的な考え方は、次のとおり。
 - (1) 「経済成長と財政健全化の両立」を堅持し、財政健全化路線の下、真に必要な対策に財源を集中するなど旧来型の経済対策とは一線を画する。
 - (2) 「基本方針2008」等の中長期目標の達成を、可能な限り前倒しする観点から、施策のターゲットを絞り込み、施策効果の高いものを優先的に講じる。
 - (3) マクロ経済上の大幅な需給ギャップが生じていない中で、有効需要創出を主目的とした財政出動は行わない。
 - (4) 原油・食料価格高騰の影響に対する「緩和策」を講じる場合にも、併せて構造改革を進める。
 - (5) 新価格体系への移行のための「投資」を重視する。

(第1の目標) 生活者の不安解消

現在、国民が抱えている不安は、従来型の需要不足から来る景気減速によるものではなく、原油等原材料価格の高騰に追いつけない消費者や企業が多いことに起因する。このため、こうした不安を解消し、生活者を応援する観点から、物価に対する総合的対策等の対策を強力に進める。また、医療・年金・介護、子育て・教育など国民の生活回りの安心・安全を確保するための取組を推進する。

1. 生活・雇用支援対策

(1) 物価に対する総合的対策

- 便乗値上げ・カルテル等の不正行為の監視
- 輸入麦の政府売渡価格の引上げ幅の特例的圧縮
- 物価上昇に対応した「生活支援対策」の強化
 - ・ 低所得者や母子家庭向け生活資金貸付の拡充
 - ・ 中小企業の雇用維持等への支援 等
- 賃金の確保に向けた環境づくり
 - ・ 最低賃金の引上げ、経済界に対する賃金引上げの要請
- 高速道路料金の引下げ
 - ・ 高速道路料金の効果的な引下げ、首都高速・阪神高速の対距離料金制度の導入延期

(2) 特別減税等の実施について

- 特別減税の実施
 - ・ 物価高、原油高の経済環境の変化に対応するため、家計への緊急支援として、定額控除方式による所得税・個人住民税の特別減税を単年度の措置として、平成20年度内に実施するため、規模・実施方式等については、財源を勘案しつつ、年末の税制抜本改革の議論に併せて引き続き検討する。
- 臨時福祉特別給付金の実施
 - ・ 特別減税の実施に関連し、老齢福祉年金の受給者等に対する臨時特

例の単年度の措置として、臨時福祉特別給付金を支給するため、規模・実施方式等については、特別減税の検討とあわせ引き続き検討する。

(3)消費者政策の抜本的強化

- 消費者庁（仮称）の創設
- 消費者相談窓口の強化（全国ネットワーク構築）
- 消費者相談情報の共有化（事故情報データベースの構築）

(4)非正規雇用対策等の推進

- 労働者派遣制度（日雇派遣等）の見直し、違法行為に対する指導監督等の徹底
- 若者の正規雇用化（3年間で100万人）
- 女性の就労支援（3年間で最大20万人の就業増）
- 高齢者の就労支援（3年間で100万人の就業増）
 - ・在職老齢年金制度の見直しの検討
 - ・65歳以上の高齢者を雇用する事業主への助成 等
- 障害者の就労支援

2. 医療・年金・介護強化対策

(1)医療の安心確保

- 高齢者医療の円滑な運営のための対策の充実
 - ・長寿医療制度の低所得者向け保険料の軽減 等
- 医療体制の確保
 - ・医師養成数の増加（年内から実施）等
- 新型インフルエンザ対策の強化（抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの備蓄増加等）
- 社会保障カード（仮称）実現に向けた環境整備（実証実験の早期実施）

(2)年金記録問題への対応

- 「ねんきん特別便」を全年金加入者・受給者に送付し、記録を確認（今年10月までに実施）
- 紙台帳の電子画像化と突合せ体制の整備

(3)介護サービスの確保

○介護人材の確保・定着の促進 等

○地域包括支援センターによる認知症支援の強化 等

3. 子育て・教育支援対策

(1) 出産・子育て支援

○「新待機児童ゼロ作戦」の集中・重点実施

・「こども交付金」の創設による認定こども園の設置促進 等

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフバランス）の推進

(2) 教育支援

○学校給食の保護者負担を軽減する自治体に対する特別交付税の配分等

（第2の目標）「持続可能社会」への変革加速

世界的な資源・食料の需給逼迫や地球温暖化など今後長期にわたり継続すると予想される構造問題を正面から受け止め、我が国経済や国民生活のあり方を抜本的に転換し、世界に先駆けて「持続可能社会」を実現していく。このため、省エネ・新エネ技術の抜本的導入促進及び開発加速、国際協力の強化を図るとともに、住まいの刷新・防災対策の推進、強い農林水産業の創出に取り組む。

4. 低炭素社会実現対策

— 「低炭素社会創造戦略パッケージ」の推進 —

低炭素社会の実現に向けた、省エネ・新エネ技術の抜本的導入及び開発促進のための戦略パッケージの推進

(1) 省エネ・新エネ技術の抜本的導入促進

○省エネ・新エネ設備等の導入加速

・家庭・企業・公共施設等への太陽光発電の導入

・地域における大規模太陽光発電所（メガソーラー）の導入

・省エネ・新エネ設備等の投資促進税制

○交通の省エネ化・モーダルシフト

・エコカーの導入促進（2020年までに新車の2台に1台）

・超電導リニアによる次世代高速鉄道実現に向けての本格調査着手、フ

- リーゲジトレイン実用化に向けての技術開発 等
- 排出量取引の国内統合市場の試行的実施

(2)省エネ・新エネ技術の開発促進

- 環境エネルギー革新的技術の開発加速
 - ・発電効率40%超の次世代太陽光発電技術
 - ・二酸化炭素を回収し、貯留する技術（CCS） 等
- iPS細胞など国際競争力向上に直結する技術開発の促進
(スーパー特区等)

(3)資源価格上昇に対する国際協力の強化等

- 資源外交の強化、産消対話の加速、ODA・貿易保険等を活用した資源開発の推進
- 原油市場等の透明性の向上
 - ・各国との市場監視協力体制の構築
 - ・原油、農産物の商品先物市場における投資状況モニターの実施
- 海外からの所得還流の促進（海外子会社利益の国内還流に資する税制）

5. 住まい・防災刷新対策

(1)住まいとまちの再設計

- 省エネ長寿命住宅の振興
 - ・住宅ローン減税の延長・拡充等
- 高齢者の安心・安全を支える居住空間の確保
(平成27年度までに高齢者の居住するバリアフリー住宅を75%に) 等

(2)児童を地震から守る学校づくり等防災対策

- 児童を地震から守る学校づくり
 - ・大規模地震で倒壊する危険性の高い1万棟の耐震化計画の加速化
- 地震、集中豪雨等による災害の復旧・防災 等
- 安全・安心の確保

6. 強い農林水産業創出対策

- ◎強い農林水産業の創出（食料自給率50%への工程表の作成）

- 農林水産業の供給力・競争力強化
 - ・農地の確保・有効利用、水田フル活用等
- 国産農林水産物の需要喚起
 - ・米飯給食の促進、地産地消の推進等
- 新たな市場の創出
 - ・農商工連携、輸出促進

(第3の目標) 新価格体系への移行と成長力強化

原油・原材料価格の上昇に伴い、世界的に価格体系の変化が生じていることから、我が国企業が新たな価格体系へ円滑に移行できるような環境を整備する。特に、中小・零細企業では価格転嫁が困難な場合も見られるため、資金繰り対策に万全を期し、弱い立場にある下請事業者対策を強化する。それと同時に、人的資源の活用等による生産性向上、地域経済活性化等の推進により、企業活力の向上を通じた成長力の強化を図る。

7. 中小企業等活力向上対策

(1) 中小・零細企業等への支援

- 資金繰り対策の拡充
 - ・新たな保証制度（原材料価格高騰対応等緊急保証）の導入 等
- 下請事業者保護の強化
 - ・下請かけこみ寺における弁護士相談の体制拡充
 - ・「下請保護情報ネットワーク（仮称）」の構築 等
- 燃料負担の大きい特定業種（トラック運送業、バス・タクシー運送業、建設業等）に対する支援の強化

(2) 生産性向上等による成長力の強化

- 生産性の向上（業種別生産性プログラムの実行等）
- 地域活性化（第3セクター改革の加速等）
- 「貯蓄から投資へ」の流れの加速

8. 地方公共団体に対する配慮

○地方公共団体による緊急総合対策の取組への対応、道路特定財源の1ヶ月分の地方税収減について財源措置

＜今後の進め方―施策の段階的実行＞

各施策の実行にあたっては、経済状況と財政健全化状況のバランスを維持する観点から、政策の棚卸しや不要経費一掃などによる財源捻出の状況や税制の抜本的改革の検討・進展状況等を踏まえ、以下のように、段階的に実行に移していくものとする。この場合、21年度予算編成とも連結し、切れ目のない連続的な施策実行を目指す。

(1) 緊急実行施策

緊急度が極めて高く、直ちに実行すべきものについては、予算の前倒し執行、緊急の制度改革を先行的に実行に移す。

(2) 早期実行施策

追加的な予算措置が必要なものについては、政策効果、優先度、財源確保状況等を吟味しつつ、必要な構造改革と併せて実行する。

(3) 税制改正

税制改正に関わる施策については、本年の税制全般にわたる抜本的改革の検討と併せて結論を得るものとする。